

令和7年度

第3回遠軽地区地域公共交通
活性化協議会議案
(書面決議)

会 議 次 第

- 報告第 1 号 遠軽地区地域公共交通計画進捗状況等について
議案第 1 号 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について

(資料)

- 別紙 1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
別紙 1-2 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について
別紙 3 遠軽地区地域公共交通活性化協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要

【報告第1号】

遠軽地区地域公共交通計画進捗状況等について

このことについて次のとおり報告する。

- 1 令和7年度 地域公共交通確保維持事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付申請について
令和6年10月から令和7年9月末までの事業期間が終了したため、この期間における経常費用と経常収入の収支差額赤字分を算定し、この2分の1について国土交通省へ補助申請を実施した。
 - (1) 申請日：令和7年11月28日
 - (2) 補助金額（見込み）：

| | |
|------|--------------|
| 遠軽町 | 3,731千円（上限額） |
| 湧別町 | 2,744千円（上限額） |
| 佐呂間町 | 2,438千円（上限額） |
 - (3) 補助交付決定（予定）：令和8年3月頃
 - 2 遠軽町における取り組み
 - 遠軽町内バス路線再編の実施について
令和7年10月1日より下記のとおり路線の再編を実施した。
 - (1) 清里線（運行事業者：北海道北見バス株式会社）
再編内容：プライムいくたはら～キララン清里間を廃止
路線名を生田原線に変更
 - (2) 町内循環線（運行事業者：北海道北見バス株式会社）
再編内容：運行経路の見直し（2経路から3経路へ変更）
 - (3) 瀬戸瀬温泉線（運行事業者：遠軽町）
再編内容：火・木・金の曜日運行へ変更
 - (4) 社名淵線（運行事業者：遠軽町）
再編内容：月・水曜日の曜日運行へ変更
- ※各路線復路終点前にメトロプラザを經由（町内循環線は終点前）

3 湧別町における取り組み

○北見バス湧別線へのスクール混乗開始について

令和7年4月1日より、上湧別学園児童生徒のスクール混乗を開始した。

【運行内容】

乗車対象：自宅から学校までの距離が2km以上ある次の者

①5～9年生

②1～4年生で5年生以上に兄弟がいる児童

利用者数：82人（R8.1.5現在）

運賃補助：全額を町で助成

その他：路線バスへの混乗の他にスクールバス4路線の運行を開始

○中湧別・佐呂間線の運行状況について

令和7年4月1日より、1日2便運行から3便運行へ増便した。

【運行内容】

区 間：中湧別 TOM～佐呂間町バスターミナル

運 行 日：毎週火曜日、木曜日

※年末年始（12/30～1/3）と祝日は運休

便 数：3便（全区間予約運行）

乗車実績：R7年度 延べ47人（R7.11末現在）

R6年度 延べ72人 ※R6.6 運行開始

4 佐呂間町における取り組み

○ふれあいバス町外線に係る車両を購入した。

更新車両：小型車両（乗車定員29人）

運用開始日：令和8年1月5日



○モモちゃんタクシー（佐呂間町ライドシェア）の実証運行を開始した。

事業主体：特定非営利活動法人ワークフェア

連携協力：佐呂間町、株式会社佐呂間ハイヤー等

運行期間：令和7年10月10日～令和8年1月31日

乗車実績：R7.10月 6人

R7.11月 22人

R7.12月 60人

R8.1月1日～2日 17人 計105人

5 令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る地域公共交通計画の認定について

(1) 認定申請日：令和7年6月19日

(2) 認 定 日：令和7年9月29日

※遠軽町内バス路線再編に伴い、第2回協議会にて承認いただいた地域公共交通計画変更届出書を9月29日付けで北見運輸支局へ提出済。

これにより、令和7年10月から令和8年9月までの経常費用と経常収入の収支差額赤字分の2分の1及び佐呂間町が購入するバスに係る減価償却費について国土交通省へ補助申請を行うことが可能となる。

北 交 企 第 4 8 号
令和7年9月29日

遠軽地区地域公共交通活性化協議会
会長 佐々木 修一 殿

北海道運輸局長
(公印省略)

令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る地域公共交通計画の認定について

令和7年6月19日付けで認定申請のあった「令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条の規定を準用する第18条及び第22条により、令和7年9月25日付け国総地第144号をもって国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定したので、通知いたします。

【議案第1号】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用するにあたり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第5項に基づき、事業期間である令和6年10月から令和7年9月末までの目標達成状況等の評価を実施するもの。

計画策定主体である「遠軽地区地域公共交通活性化協議会」にて承認ののち北見運輸支局へ提出する。

○提出書類

- (1) 別紙1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
- (2) 別紙1-2 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について
- (3) 別紙3 遠軽地区地域公共交通活性化協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要

○事業評価の概要

各路線の目標・効果達成状況は以下のとおり

- ・三里浜線及びふれあいバス北見線を除く全路線については、前年度の乗車人数から増加しているが、目標達成までには至っていない。
- ・これには、新型コロナウイルス感染症まん延時に生活スタイルの変化等によって減少した乗車人員が、以前の水準まで戻りきらないことと併せて、人口減少により日常的にバスを使用する人員が減少していることが考えられる。
- ・目標達成に向け、今後、免許を返納しバスの利用者となり得る団塊の世代を中心にバス利用方法等を周知するなど、利用促進に向けた更なる取組が必要である。

| 系統名 | 1日あたり 平均乗車人数 目標/実績 | 年間収支率 目標/実績 |
|----------------|--------------------------|----------------|
| ①清里線 | 40人/37.5人 | 17.0%以上/13.5% |
| ②町内循環線 | 70人/82.5人 | 25.0%以上/21.0% |
| ③社名淵線 | 6人/1.3人 | 2.0%以上/0.78% |
| ④瀬戸瀬温泉線 | 10人/7.7人 | 6.0%以上/3.2% |
| ⑤計呂地・中湧別線 | 28人/23.3人 | 0.71%以上/1.11% |
| ⑥三里浜線 | 36人/26.5人 | 0.22%以上/0.28% |
| ⑦ふれあいバス 遠軽線 | 19人/18.7人 | 2.7%以上/2.0% |
| ⑧ふれあいバス 北見線 | 21人/22.3人 | 2.7%以上/2.5% |

○提出日

本協議会で協議が整い次第、速やかに提出予定。

※提出後の軽微な変更については事務局に一任願いたい。